

子育て支援を進める県民運動実施要綱

(平成20年3月19日 福島県)

1 趣旨

出生率の低下や核家族世帯の増加、都市化の進行、女性の社会進出の増大等子どもと家庭を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、「安心して子どもを産み育てることができ、子ども自身が健やかに育つことができる環境づくり」を官民一体となって推進する必要があります。

このため、県や市町村、企業をはじめ、各種団体などが幅広く連携しながら、子育てしやすい県づくりの気運の盛り上げを図る「子育て支援を進める県民運動」を展開することにより、社会全体での子育て・子育て支援を推進する環境の整備を図ります。

2 実施主体及び実施期間

県、市町村、企業及び各種団体などが年間を通じて活動します。

3 運動の基本方針

子育てしやすい県づくりの気運の盛り上げを図るため、社会全体で子育てを応援する体制を構築します。

そのため、行政と関係団体が連携した子育て支援ネットワークの構築を目指します。

4 「子育ての日」、「子育て週間」

子育て支援を進める県民運動の中核となる事業として、11月の第3日曜日を「子育ての日」、その前後1週間を「子育て週間」として、県と市町村、民間企業や各種団体等が連携しながら、子育て支援のための各種事業や広報・啓発活動等を集中的に実施します。

(1) 各方部連絡会議

「子育ての日」、「子育て週間」の事業実施をきっかけとして、県内7方部の県、市町村、企業及び関係団体などを構成員とする「子育て支援ネットワーク」の構築を目指します。

(2) 各方部行事

「子育ての日」、「子育て週間」の事業として、県内7方部で各方部連絡会議を中心に広報・啓発活動を行います。

(3) シンボル行事

「子育ての日」、「子育て週間」の事業として、県内1ヶ所で広報・啓発活動を行います。

(4) 関連イベント、関連活動

市町村、企業及び関係団体などの参加により、「子育ての日」、「子育て週間」の事業として、集中的に子育て支援イベントなどを展開します。

また、期間中のイベントなどについては、県及び各方部連絡会議はポスター、パンフレット、ホームページなどにより、市町村、企業及び関係団体などはそれぞれの広

報媒体により、統一マークを用いて、幅広く広報周知を図り、県民運動の浸透を図ります。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。